平成３１年３月善通寺市農業委員会次第

日時：平成３１年３月１９日

場所：善通寺市役所３階大会議室

１．開　　会

２．会 長 あ い さ つ

３．議 事 録 署 名 人 指 名

４．議　　案

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について

議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

5．そ　の　他

次回開催　　４月２３日（火）　農業委員会総会終了後

現地調査　　４月２２日（月）　　９時～

農業相談　　同　日　　１０時～

6．閉　　会

平成３１年３月農業委員会総会（定例会）議事録

１．日　　時　　平成３１年３月１９日（火）１３時２４分

２．場　　所　　善通寺市役所本庁３階大会議室

３．出席委員　　１　宮﨑勇委員，３　原巧委員，４　三原正子委員，５　松本健委員，
６　立石泰夫会長，７　籔内實委員，８　南光紀夫委員，
９　堀家重孝委員，１０　近藤剛司委員，１１　大前純一委員，
１３　穐山信雄委員，１４　森江正男委員

４．遅刻委員　　なし

５．欠席委員　　２　川田治弘委員，１２　瀬川治会長職務代理者

６．傍 聴 人　　なし

７．事 務 局　　局長　平田　和明，係長　小林　正季

８．議 案 等　　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

９．議　　事

局　　長

皆様こんにちは。皆様お揃いになりましたので，定刻より６分ほど早いですが，平成３１年３月の農業委員会総会，定例会を始めさせていただきます。なお，瀬川会長職務代理者，および川田委員より欠席の連絡を受けておりますので，ご報告いたします。それでは，立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしくお願いします。

会　　長

改めまして皆さんこんにちは。春間近とはいえ，雨の日と天気の日が交互になっているような状況で農作業の方は，準備などがなかなかできていないとは思いますが，今日は足元の悪い中，農業委員会にご出席いただきまして，どうもありがとうございます。本日は議題としては，あまりたくさんはありませんが，慎重な審議のうえ，手続きをよろしくお願いします。それでは，早速ですが今月の定例会を始めていきたいと思いますので，よろしくお願いします。

局　　長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては，立石会長，よろしくお願いします。

会　　長

はい。それでは早速議事に入りたいと思いますが，議事に入ります前に，本日の議事録署名人には，議席第○番の○○委員さんと，第○番の○○委員さんの両名，よろしくお願いします。それでは，議案の審議に入りたいと思います。議案第１号，農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを，議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局　　長

それでは議案第１号，農地法第３条第１項の許可申請について，議案書の○ページで○件の案件でございます。座って説明をさせていただきます。

番号○ですが，譲渡人，○○○○様，譲受人，○○○様，所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人は本申請地を○○○○○に相続により取得しております。一方譲受人の○○氏は所有する○○○○の農地と○○○○の農地を借入れて，本市内で○○程度の農地を耕作しております。譲渡人から本申請地を引き取ってもらえないか相談があり，本申請地は譲受人が耕作している農地に隣接しており，耕作の利便性が良いこともあるため，経営規模の拡大を望む譲受人は申し出を了承し，売買の話がまとまったことから，所有移転の許可申請を行うものであります。本申請は○○町字○○○○○○○番○，○，○○○○㎡について，所有権移転売買を行うものであります。本申請地は譲受人の家に近いことから，経営規模の拡大を望む譲受人にとっては耕作に便利であることや，譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，本市内での総経営農地は○○を超えていることなどから，下限面積要件を満たしており，農地法第３条第２項の各号に該当しないため，特に問題はないと考えます。なお，申請地には水稲を作付けするとのことであります。

次に番号○ですが，譲渡人，○○○様，譲受人，○○○○様，所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏は○○○に居住しており，本申請地は○○○○○○に相続により取得したものであります。譲渡人は○○○で居住していることから，本市で農業は営んでいないため，本申請地は現在休耕地の状態にあります。一方譲受人である○○氏は，市内に○○○○○○程度

の農地を本申請地の近隣に所有しており，そのすべてを自作しております。本件は，労働力不足により農地の維持管理に苦慮していた秋山氏から売買の相談を受けた○○氏との間で話がまとまったため，今般所有権移転の申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○○○○○番○，○，○○○○㎡について，所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されていることや，経営農地面積は○○○○○㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第３条第２項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。

次に番号○ですが，譲渡人，○○○○様，譲受人，○○○○様，所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏は，現在○○○○に居住しており，本申請地は○○○○○○に相続により取得しております。また譲渡人が本市に所有する農地は，本申請地が全部であり，現在は休耕地の状態となっております。一方譲受人である○○氏は，本市内に○○○の農地を所有し，耕作しております。譲渡人である○○氏は市外に住んでいるため，少し前までは農地を貸して管理をしておりましたが，労働力不足により今後農業を営む予定もないことから，譲受人である○○氏に農地の売買について相談していたところ，経営規模を拡大していきたい林野氏との間で売買の話がまとまったため，本申請に及んだものであります。本申請は○○○町字○○○○○○○番○，○，○○○㎡，同所○○○番，○，○○○㎡，同所○○○番，○，○○○㎡，○○町字○○○○○○○○○番○，○，○○○㎡○，同所○○○○番○，○，○○○㎡，同所○○○○番○，○，○○㎡，同所○○○○番○，○，○○○㎡の合計○○○○㎡について所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，経営農地面積は○○○○㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第３条第２項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えております。なお，本申請地には野菜を作付けする予定であるとのことです。

以上○件，登記地目は田が○筆，畑が○筆，面積は○○○○㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますようお願いします。

会　　長

ありがとうございました。それでは，ただ今，事務局より説明がありました，

農地法第３条第１項の規定による案件につきまして，皆様方のほうから，何かご意見，ご質問はございませんか。

（全委員意見，質問なし）

会　　長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会　　長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第１号，農地法第３条第１項の規定による許可申請につきましては，原案のとおり決定をいたします。続きまして，議案第２号，農地法第４条第１項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局　　長

はい，議案第２号，農地法第４条第１項の規定による許可申請について，議案書の◯ページで，◯件の案件でございます。

それでは番号◯ですが，申請者，◯◯◯◯様，宅地拡張で無断転用の案件でございます。本件の申請人である◯◯氏は市内◯◯町にて◯◯◯◯◯㎡余りの農地を耕作している大規模農家であります。本申請に至った経緯ですが，申請人が数ヶ月前に別の案件で窓口に相談があった際，本申請地が無断転用になっていることが判明したため，早急に是正するよう窓口にて話をしていたところ，農振除外の手続きを経て転用申請の準備が整ったため，今般申請に至ったものであります。本申請地が無断転用に至ってしまった経緯ですが，申請人は多くの農地を耕作しており，農業用車両等の置場が不足していたため，自宅に隣接する本申請地に農業用倉庫等を◯◯◯◯◯に建築してしまったとのことですが，その際農地法を熟知していなかったことから転用の申請を怠り，農地転用の手続きができていないものであります。申請人は現在の無断転用の状態を是正するため，今般追認の許可申請を行うものであります。本申請は，◯◯町字◯◯◯◯◯番◯，登記地目が◯，現況地目が◯◯である◯◯◯㎡に隣接の宅地等◯◯◯．◯◯㎡を併せ利用地として，農業用倉庫◯棟◯◯建及び車庫◯棟◯◯建の計◯◯．◯◯㎡を建築してしまっているものについて，無断転用を是正するため，追認許可申請をするものであります。なお本申請地は農業用倉庫及

び車庫として現在も利用されている状態であり，申請人は農地法を熟知していなかったことから，転用申請の手続きを怠り，現在に至っているわけでありますが，始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。なお，本申請地は本年○月○○日付けで農業振興地域整備計画変更に係る本協議を終えている第２種農地であります。

次に，番号○ですが，申請者，持分○○○○○○○○様，持分○○○○○○○○様，宅地拡張で無断転用の案件でございます。本件の申請地は，相続の関係でそれぞれ持分を設定して共有名義になっている農地について，今般無断転用であることがわかったため，それを是正する許可申請をする案件でございます。本申請地が無断転用に至ってしまった経緯ですが，申請人は○○○○○に現在住んでいる自宅の横にある本申請地を造成し，駐車場として利用するようになったとのことですが，その際農地法を熟知していなかったことから農地転用の手続きを怠っていたため，今般追認の許可申請を行うものであります。本申請は，○○町字○○○○○○○番○○，登記地目が○，現況地目が○○である○○㎡に申請人の一人である○○○○氏の自宅のある隣接の宅地等○○○．○○㎡を併せ利用地として，車庫○棟○○建○○．○○㎡を建築してしまっているものについて無断転用を是正するための追認許可申請をするものであります。なお本申請地は車庫として現在も利用されている状態であり，申請人は農地法を熟知していなかったことから，転用申請の手続きを怠り，現在に至っているわけでありますが，始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。なお，本申請地は，農業振興地域外の第２種農地であります。

以上○件，登記地目は，田が○筆，転用面積は○○○．○○㎡の案件であり，県知事へは，許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので，よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

会　　長

ただ今，事務局より説明のありました案件について，地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号○ですが，○○町ですので，○○地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

堀家委員

○月○日の日に○○○○氏同席のもと，○○委員と一緒に現地を確認してまいりました。きれいに整地されており，隣とかの農地に迷惑もかけておりませんので，特段問題は無いと思います。よろしくお願いします。

会　　長

ありがとうございました。ただいま，地元の農業委員さんは，特段問題ないと言うことです。次に番号○ですが，○○町ですので○○地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

南光委員

○月○○日の日に地元の推進委員とも一緒に４人で現地を確認してきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会　　長

ありがとうございました。ただいま，地元の農業委員さんは，特段問題ないと言うことです。それでは，皆様方のほうから何かご意見，ご質問などはございますでしょうか。

（全委員質問無し）

会　　長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会　　長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第２号，農地法第４条第１項の許可申請につきましては，原案のとおり決定をいたします。

続きまして，議案第３号，農地法第５条第１項の許可申請について議題といたします。事務局より，説明をお願いいたします。

局　　長

はい，議案第３号，農地法第５条第１項の規定による許可申請について，議案書の○ページで○件の案件でございます。

それでは番号○ですが，譲渡人，○○○○○様，譲受人，株式会社○○○○○○代表取締役，○○○○様，所有権移転売買の案件でございます。まず，本件の内容をご説明する前に，本申請地の過去の経緯について簡単にご説明申し上げてから，内容の説明をさせていただきます。本申請地は，去る○○○○○○

に本件の譲渡人である〇〇氏と本件の譲受人とは異なる別の会社より分譲住宅建築を目的として転用申請があり，〇〇〇〇〇〇の農地専門部会の議案第４号の番号〇でお諮りし，許可相当との意見書を添えて県へ進達いたしましたが，当時の譲受人側での事情により，申請が取下げとなった経緯のある土地であります。それでは，本件の内容ですが，譲渡人の〇〇氏は現在〇〇歳と高齢で，所有する農地は本申請地だけであります。一方譲受人である株式会社〇〇〇〇〇〇は，〇〇〇に主たる事務所を置き，不動産の仲介や売買を営んでいる会社であります。譲受人は善通寺市周辺で分譲住宅の販売地を探していたところ，本申請地が見つかったため，分譲住宅を建築して販売する計画をたて，譲渡人との売買の話がまとまったことから，本転用申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番，登記及び現況地目が〇である〇〇〇〇㎡について，分譲住宅〇棟〇〇建て〇〇〇．〇〇㎡及び〇〇〇〇〇〇〇棟〇〇建〇〇．〇〇㎡の合計〇〇〇．〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。なお，本件は転用面積が〇〇〇〇㎡を超えているため，都市計画法に基づく開発許可が必要な案件でありますが，開発許可については，現在担当課と具体的な協議に入っていることや，本転用にあたり提出書類等の不備も特にないことから，特に問題は無いと考えております。なお本申請地は平成２９年５月末に農業振興地域からの除外の本協議を終えている第〇種農地であります。

次に番号〇ですが，譲渡人，〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役，〇〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。本件の譲受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は丸亀市山北町に主たる事務所を置き，不動産の売買を行っている不動産会社であります。本計画が必要になった理由でありますが，これまでに譲受人のところには，インターチェンジに近い場所で事務所兼駐車場用地についての問い合わせが数件あり，適当な土地がないか探していたところ，譲受人が所有する国道３１９号に面し，本件の併せ利用地に隣接している本申請地は，一体利用することで，面積的にも妥当な規模となり，丸亀市街地や善通寺市街地への交通の便が良いことから，需要が見込まれるので計画地として選定し，貸事務所兼貸駐車場として利用する計画をたてたとのことであります。計画地の規模については，事務所を〇棟

と駐車スペースを◯台設けるのには適当な規模であり，譲渡人の片長氏との売買の話がまとまったため，本転用申請に及んだものであります。本申請は◯◯町字◯◯◯◯◯◯番，登記及び現況地目が◯田である◯◯◯㎡について，隣接の雑種地等◯◯◯．◯◯㎡を併せ利用地として，貸事務所◯棟平屋建◯◯．◯◯㎡を建築し，また貸駐車場としても利用することを目的として転用申請するものであります。本申請地の周辺は，宅地化がすすんでいる地域であり，本転用にあたり提出書類等の不備も特にないことから,本転用について，特に問題は無いと考えております。なお本申請地は農業振興地域外の第２種農地であります。

以上２件，登記地目は，◯が◯筆，転用面積は◯◯◯◯．◯◯㎡の案件であり，県知事へは，許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので，よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会　　長

ただ今，事務局より説明のありました案件について，地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号◯ですが◯◯町，番号◯が◯◯町ですので，◯◯地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

籔内委員

はい。◯月◯◯日に◯人で，現地を見てきました。２面が道路の面しておりまして，別に無いと思いますので，よろしくご審議お願いします。

南光委員

◯番の案件ですが，同様に特に問題無いと思いますのでよろしくお願いします。

会　　長

ありがとうございました。ただいま，地元の農業委員さんは，特段問題ないと言うことです。それでは，皆様方のほうから何かご意見，ご質問などはございますでしょうか。

（全委員質問無し）

会　　長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会　　長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第３号，農地法第５条第１項の許可申請につきましては，原案のとおり決定をいたします。これで本日予定していました議案審議については，全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。これで３月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻　　１３時５５分　　終了